

## 長久手市議会会議規則（抜粋）

### （一般質問）

第59条 議員は市の一般事務につき議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
- 3 質問者の順序は、議長が定める。
- 4 質問者の質問時間は、答弁を含めて60分以内とする。
- 5 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問者の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。